

平成23年度第1回新しい公共支援基金事業運営委員会

会 議 次 第

日 時 平成23年5月9日(月) 13:30~16:00
場 所 高知共済会館「桜」

- 1 開 会
高知県文化生活部副部長 挨拶
- 2 委員紹介
- 3 委員長・副委員長選出
- 4 議 題
 - (1) 高知県新しい公共支援基金事業の説明
 - ア. 事業概要
 - イ. 運営委員会の役割
 - (2) 高知県新しい公共支援基金事業基本方針(案)の検討
 - (3) 高知県新しい公共支援基金事業事業計画(案)の検討
 - (4) 平成23年度実施事業について
 - ア. NPO活動ステップアップ事業
 - イ. NPO寄附募集支援事業
 - (5) スケジュール
- 5 その他
- 6 閉 会

議 事 録

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から、「高知県新しい公共支援基金事業運営委員会」を開催させていただきます。

本日は、第1回目の会議ということで、議長となります委員長、副委員長が選出されるまでの間、事務局の方で進行をさせていただきます。よろしくお祈いします。

それでは、まず、開会にあたりまして、高知県文化生活部副部長の中島から、ご挨拶を申し上げます。

(中島副部長)

文化生活部副部長の中島でございます。どうかよろしくお祈いします。

委員の皆様方におかれましては、当新しい公共支援基金事業運営委員会の委員への就任を快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、本日は連休明けということで大変お忙しい中をご出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。どうかよろしくお祈い申し上げます。

まず、東北で大きな地震がございました。この被害は想像を絶するほどの甚大なものとなっております。多くの尊い命が失われるとともに、いまだに避難生活などで困難と苦勞を抱えていらっしゃる方々も多数おられます。本当に痛ましく、胸がふさがる思いでございます。

高知県としましても、支援対策本部を設置いたしまして、消防や医療チームを中心とした人的支援。それから被災者の方々の受け入れといった取り組みを行っているところです。この委員会の庶務を務めます県民生活・男女共同参画課の職員も現在1名、宮城県に派遣しておりまして、業務の応援に携わっているところでございます。

今回の震災でNPOの方々がいち早く被災地に入れ、核となって救援活動に活躍されている姿がクローズアップされております。本当に素晴らしいことだと思いますし、こうした災害時に限らず、様々な場面で今後NPOの果たしていく役割というのはますます大きくなっているというふうに考えております。

この新しい公共支援基金事業につきましては、この後、詳しく説明させていただきますが、前嶋山総理の肝入りでスタートしまして、総額87.5億円の交付金事業として平成23年度から24年度、本年度からの2カ年で実施されるものです。本県にも13,100万円が交付されています。県ではこれまでも「高知県社会貢献活動支援推進計画」に基づきまして、多様な主体の連携を掲げ、NPOの活動支援に取り組んでまいりました。その結果、この10年余りで、県内のNPO法人数は14から255と大幅に増加しておりまして、高知県ボランティア・NPOセンターを通じた普及啓発や活動基盤の強化によりまして、NPO活動も広がりを見せてきております。しかしながら、県内NPOの多くは、活動資金とか人材の確保、経営や情報発信のノウハウといった活動基盤の強化が課題となっております。

新しい公共支援基金事業は、こうした課題の解消に向けまして、経営や人材育成のノウハウ取得など活動基盤を強化することで、NPO等の活動を支援するものでございます。この事業を活用することで、地域における活動を活発化させていただきたいというふうに考えております。

本日が、この事業のキックオフでございます。これから運営委員の皆様のご意見やご協力をいただきながら、事業を進めてまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、委員の皆様を私の方からご紹介させていただきます。岡村委員は少し遅れるということで、今しがた連絡をいただいております。

資料①、一番上に運営委員会の名簿を付けてございます。名簿の上からご紹介させていただきます。

まず公募委員の方からです。

高知子どもの図書館館長の大原委員です。

高知大学人文学部教授の上田委員です。

続きまして、高知県立大学社会福祉学部講師の新藤委員です。

続きまして、NPO高知市民会議チーフの西村委員です。

続きまして、高知県西部NPO支援ネットワーク副理事長の八木委員です。

続きまして、高知県ボランティア・NPOセンター所長の間委員です。

内田委員は所用のため欠席と連絡をいただいております。

続きまして、四国銀行お客さまサポート部調査役の門田委員です。

続きまして、高知県経営者協会総務課長の矢野委員です。

続きまして、高知市市民協働部地域コミュニティ担当参事の須内委員です。

続きまして、香南市役所住宅都計課の宇根委員さんは所用のため欠席と連絡をいただいております。

続きまして私ども事務局の自己紹介をさせていただきます。

(中島副部長・武政課長・田島補佐・岡村チーフ・種田主事)

恐れ入りますが、副部長は所用のため、ここで退席させていただきます。

(副部長退席)

(事務局)

<一部省略：資料等の確認>

県では、透明性を高めながら事業を実施することが要件となっております。運営委員会は原則公開となっております。また、当会議の議事録ですが、委員のお名前を伏せたうえで県のホームページに掲載させていただきますので、予めご了承ください。

次に委員長、副委員長の選出に移りたいと思います。運営委員会設置要綱第4条で委員の互選により決定することとなっております。

どなたかご推薦願えませんか。

(委員)

この事業は2年間と限られた事業でありますので、やはりNPOの実態にお詳しい方が委員長として適任だと思いますので、私としましては高知大学の上田先生にぜひお願いできればと思っています。また併せて、今回の

この事業については、やはり行政との連携であるとか、NPOに限らず、支援組織との連携等も非常に欠かせない事業になっていますので、行政の方に、高知市の須内さんに副委員長をお願いできればと思っていますが皆さんいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。委員長に上田委員を副委員長に須内委員の推薦がございました。ご異議ないでしょうか。

<異議なしの拍手>

(事務局)

ありがとうございます。それでは、上田委員が委員長に、須内委員が副委員長に選出されました。

お二人は、委員長席、副委員長席にお移りください。お願いします。

本日の議題としまして、高知県新しい公共支援基金事業の基本方針、基本計画案の検討、ご承認、それから平成23年事業のうち、NPO活動ステップアップ事業、NPO寄附募集支援事業及び委託事業者の承認などをお願いすることとなっています。設置要綱第4条で委員長が議長を務めることとなっていますので、以降の議事進行は、委員長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(委員長)

それでは、議事を引き継ぎたいと思います。ご指名いただきましてありがとうございます。本来、委員長なんというのは好きではないのですが、ご指名とのことですので、努めさせていただきます。

先ほどあたりからお話がありますように、なかなか大変な大震災の後で、いろんなものが変わりつつあります。この事業の予算も説明していただけたと思いますが、どうなるか分からないところがあります。しかしながらこういう時期だからこそ、新しい公共を作り上げていくということは、価値の高いものだと思います。高知県ではまず社会貢献活動支援推進会議。この中で多くの委員の方が推進会議の委員を務めてこられ、そこを中心に県下全域で、全国に先駆けてモデルを作ってきたと思います。

それを引き継いで、さらに発展をさせていくということが、この委員会の1つの使命だと思いますので、ぜひ皆さんのお知恵を出していただきまして、今まで以上に新しい公共というものを形になって見えるような委員会になっていったらいいかなと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。副委員長さんよろしくお願いいたします。

では早速ですが、今日は議事が多いようですので本題に入らせていただきます。

まず、「高知県新しい公共支援基金事業」の説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局より「高知県新しい公共支援基金事業の説明」をさせていただきます。まず、アの事業概要です。資料⑤の高知県新しい公共支援基金事業の体系をご覧ください。

この事業は、国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の1つとして昨年10月26日に閣議決定された補正予算の中に、盛り込まれておりました。

まず、「社会情勢」として、公共サービスに対する住民ニーズの多様化や複雑化とともに、行政だけでは解決困難な地域課題の増加があります。こうしたことから、公共サービスを行政だけが担うのではなく、官と民とが協力しながら県民の満足度を高めていくことが求められる時代であると考えています。

その行政とともに公共サービスを担う担い手として期待されるNPOですが、人の役に立ちたいという思いの一方で、資金や寄附集めや、仲間を増やしたいといったニーズ、課題を持っています。さらに地域の役に立ちたい、お金を地域のために役立てたいといったことがあります。

そこで、この事業は、図の真ん中上の方に「事業の概要」という枠にありますように、県民の積極的な「公(おおやけ)」への参加による、公的サービスの効率的な供給に向け、新しい公共の担い手となるNPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう環境整備を進めようとするものです。そして、この事業名となっています「新しい公共」については、この図の下の方に*印で国の定義を記載しています。「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な

分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など、とされています。

この事業のしくみですが、まず県が、国からの交付金を活用し、基金を造成します。基金額は1億3,100万円、基金の運営主体は都道府県ということで、高知県となります。また、事業実施期間は平成23、24年度の2年間です。

この基金を使って、どのような支援を予定しているかといいますと、図の真ん中「基金事業内容」をごらんください。

簡単に説明しますと、1のNPO活動ステップアップ支援です。NPO等が寄附を募ったり、融資を受けようとする際には、自らの財務状況をなどを適切に開示することが必要ですが、財務諸表の作成等についてのノウハウが不足していることから、寄附が集めにくかったり、融資が受けられないといった状況が見られます。このため、財務諸表の作成指導を、専門家による個別派遣指導も含めて実施するほか、情報発信力やコンプライアンスなど、NPOの活動基盤を強化するための講座などを実施することとしています。

2の寄附募集への支援として、NPO等自らが、資金調達（ファンドレイジング）への意識を高める事や、NPO活動を広く県民に知ってもらい寄附につなげることを目的としたシンポジウムの開催を考えています。

3のNPO受託事業活動資金利子補給金とあるのは、NPO等がイベントや調査、相談などを行政から受託する際、行政からの支払いが事業終了後の精算払いとなるとときに、つなぎ融資への利子補給を行おうとするものです。

4のNPOと行政との協働によるモデル事業への財政支援では、NPO等と市町村などの行政とが連携して行う、地域の諸課題の解決に向けた先進的で、他の地域のモデルとなる取組に対し助成することとしており、事業費は、下限は100万円、上限は1,000万円となっています。

なお、(3)のつなぎ融資における利子補給と(4)のモデル事業につきましては、現時点で当初予算を確保できていません。したがって、本日のこの後の協議事項にも挙げておりませんが、具体像が固まりましたら、次回以降のこの運営委員会にお諮りしたいと考えています。

そして順が前後しますが、今回の事業で支援の対象となる、NPO等とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織等を想定しています。

体系図の真ん中、高知県の右隣に、支援事業運営委員会とあります。これが当委員会のことですが、この事業の実施に当たっては、県民やNPO等の多様なメンバーによる運営委員会を設置し、支援すべき取組の選定から事業評価等を行っていただくこととしています。これらの取組によりまして、NPO等の活動基盤を強化することで自立的な活動を後押しし、行政だけでは解決困難な地域課題を官民協働で解決していく「新しい公共」の定着を目指してしていくこととしています。

続きまして、この運営委員会の役割です。まず、資料②の県の設置要綱をご覧ください。

第1条に目的を述べております。「高知県新しい公共支援基金事業」の実施にあたり、事業選定に係る審査や実施状況の把握、及び実施に関する助言などを行うことを目的として、「高知県新しい公共支援基金事業運営委員会」を設置することとしています。

第3条第2項に、委員の任期を書いておりまして、委員の任期は、委嘱の日から平成25年9月30日までとなっています。事業自体は平成25年3月31日までですが、事業終了後に監査や事業評価をお願いしたいと考えていますので、半年先の9月末までとしております。

第5条では、必要に応じて部会も設置できるようになっております。

次に、資料⑦の運営委員の役割をご覧ください。こちらは国の実施要領の抜粋です。3の運営委員会の委員の構成ですが、学識経験者、中間支援組織、NPO、企業、金融機関、行政職員、各分野から専門家の方をお招きして構成するとなっています。本県では、すでに社会貢献活動支援推進会議がありましたので、推進会議の皆様がこの運営委員会委員としてもふさわしいと考え、就任をお願いいたしました。加えまして、この3月18日から4月1日まで県民代表委員ということで公募をいたしまして選定されたお二人の公募委員をお迎えしています。

9の決定事項の尊重です。県は、運営委員会の決定等を最大限に尊重するものとするとしています。委員に検討、選定していただきましたことを尊重しまして、県としての最終的な決定をしてまいりたいと考えています。今後、定期的に運営委員会を開催させていただきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、新しい公共支援基金事業概要及び運営委員会の役割等につきましての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ここまでで何かご質問等ありませんか。特にこの委員会の役割というところはよろしいでしょうか。推進会議の委員をされてきた方は大体慣れた文言がありまして、成果目標の設定、基本方針の設定、事業の進捗状況の評価もありまして、最終成果の評価もあります。場合によっては皆さんに調査に行っていただくかもしれないという、そういう委員会になっていますので、あらかじめご理解、ご了承いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

大体会議は何回ぐらい、月1回ぐらいですか。

(事務局)

2カ月に1回です。

では、スケジュールについてご質問がございましたので、先にご説明させていただきます。

今後のスケジュールですが、資料⑩のスケジュールをご覧ください。

まず、第2回目のスケジュールを7月と書いておりますけれども、これは、当初予算で予算化できていない事業を6月補正対応で考えておりましたので、この時期に予定をしておりましたが、県の6月補正の方針が震災関係に限定されましたので、この新しい公共支援基金事業は対象となりません。したがって、追加事業につきましては9月議会へ向けた調整となりますので、第2回は8月頃を目途に考えています。

(第2回の)議題は、補正予算について、NPOと行政との協働モデル事業の選定、NPOステップアップ支援委託事業の個別支援のこと、市民ファンドの委託事業の選定等につきまして、今日、これからご承認いただきます事業の経過報告についてです。

以降は大体10月、12月、年度末をそれぞれ目途に、24年度実施事業について、実施事業の進捗状況、経過報告、事業の評価等を行う予定です。

まだ予定でございますので、その間に協議事項が発生しましたら、委員会をその都度開催させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(委員長)

ということですかね。よろしくお願いします。

後々、詳しい説明は予算を伴ってという事業ですので、推進会議等とは趣が違います。ですので、予定どおりいくかどうかというのは、これは事業の進捗状況によって変わってきますので、その都度調整して開催させていただくことになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは一応事業はご理解いただけたということで、議題の(2)基本方針(案)の検討ですね。これと議題の(3)を一緒にご説明いただきましょうか。基本方針(案)と事業計画(案)の2つ、よろしくお願いします。

(事務局)

それでは議題の(2)と(3)を一緒にとということで、基本方針(案)とそれから事業計画(案)について、ご説明いたします。

資料はナンバー⑧と⑨です。まず国の実施要領資料ナンバー④では、「県は、交付金の交付申請を行うときには、新しい公共支援事業基本方針(案)とそれから新しい公共支援事業計画(案)、この2つの案を作成し、交付申請書に添えて、内閣総理大臣に提出すること」とされております。さらに、運営委員会、この委員会のことですが、運営委員会を設置した後、速やかに基本方針(案)と事業計画書(案)を運営委員会に諮り、その承認を得るとともに、内閣総理大臣の確認を得て決定し、これらを公表する」とこととされておりますので、本日、皆様にご検討をお願いしたいと思います。

まず、資料⑧の高知県新しい公共支援基金事業基本方針(案)です。

2ページの都道府県における「新しい公共の活動の現状等」をご覧ください。

まず、高知県の人口ですが22年10月1日現在で764,281人で、平成17年の国勢調査時と比べ、4.02%の減少となっています。県の高齢化率も平成22年調査では、28.4%と全国に10年先行して高い比率となっています。中山間地域での50世帯未満の集落が6割を占めるなど、地域での子育てや介護、自立支援が課題となっています。

2のNPO法人数は、平成11年の14団体から252団体とこの10年余りで大きく増加してきています。なお、市町村別認証数でいきますと、高知市が136団体ということで、県全体の54.0%を占めております。なお、認定NPO法人というのは、県内にはございません。

続きまして、3ページの上半分をご覧ください。NPO法人の活動分野です。平成21年度の調査によります

と、1番多いのが保健・医療・福祉分野で、2番目がまちづくり分野となっており、これらで、54.4%を占めております。

その下の、NPO法人の財政規模ですが、平成20年の調査では、事業規模100万円未満が全体の1/3を超えており、一方で1,000万円を超える団体も同数程度存在しています。

次に4ページの3には、高知県のNPO活動の事例について、特色ある活動を行うNPOやNPOを支援する中間支援組織などを記載しています。

その下の(2)新しい公共の活動の現状認識です。公共サービスは行政だけで担うものという従来の考え方を見直し、官と民が協力しながら県民サービスを高めていくことが求められており、新しい公共の担い手として、地域の課題を解決し、活性化を図る住民やNPOが期待されています。とりわけNPOは、中心的な役割を果たす存在として、その育成支援は非常に大切であると考えております。

県では、平成11年に制定した「高知県社会貢献活動推進支援条例」や、「高知県社会貢献活動支援推進計画」に基づき、社会貢献活動を推進するためのさまざまな支援を行ってきており、NPO団体の数の増加や、NPOと行政との協働が進むなど、県内への社会貢献活動の広がりという面で一定の成果が得られていると考えています。行政にはない民間のノウハウや柔軟な発想力で、公の施設の指定管理をはじめ、アウトソーシングによる委託事業の受注や、地域課題に向けた補助事業の展開など、NPOと行政の協働の取組の成功事例も地域で根付き始めています。しかしながら、まだまだ、経営ノウハウや情報発信力の不足をはじめ、これらを支える人材の確保など課題を抱えているところが多くある。こうしたことが現状であると捉えています。

5ページをご覧ください。平成20年に実施した「県民意識調査」からは「何らかの形で地域の役に立ちたい」と思っている人の割合が約半数となっています。

次に、2の平成21年の高知県ボランティア・NPOセンターが県内NPOを対象に実施したアンケート調査で得られた結果では、多くのNPOが、人材確保、活動支援者、活動資金や情報発信などの面でまだ不十分と回答しています。また、行政との協働では、9割近くのNPOが「推進すべき」と答えており、行政側でもNPO側でも、お互いが大切なパートナーという認識がひろがってきています。

次に6ページの2番、「新しい公共」の活動を推進する上での課題ですが、ここに書いておりますように、NPO等の活動の裾野を拓げていくためには、NPO等の人材確保、人材育成と活動資金の確保は大きな課題であります。また、その人材確保や式調達の基盤となる広報力(情報発信力)の強化や取組も課題となっています。また、地域の課題や出来事を多くの住民に知ってもらい関心を持ってもらうこと、NPO活動を社会的に認知してもらうことも大切であります。さらに行政やNPO、企業など地域の様々な団体や個人が地域づくりに主体的に参加できることが必要でありますけれども、十分に連携できていないことや共同相手とのネットワークづくりが十分でないこと。行政職員の意識改革が進んでいないことなども課題となっております。

なお、そこから下の方の(1)以降には、平成21年3月に第2次社会貢献活動支援推進計画の策定にあたりまして、県内のNPOとか市町村の企業等にヒヤリングを行いまして、その際に聞いたこと、課題などを記載しております。

続きまして8ページですけれども、新しい公共支援事業実施する2年間の取組方針です。本県は、今回の国の事業が始まる以前から、高知県は他県に先行してNPO施策に取り組んできております。お手元に、「第2次高知県社会貢献活動支援推進計画」ダイジェスト版というパンフレットをお配りしていますが、現在は、この2次計画に沿って取組を進めています。お聞きいただくと、推進計画の体系があり、目標として縦に2つ掲げています。

1つが「社会貢献団体が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり」であり、もう1つが「県、市町村、事業者、社会貢献団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり」です。この目標の右横に基本方針として、IからIVまで掲げています。今回の新しい公共支援基金事業も、この県が進めております2次計画から独立して行うものではなく、2次計画の方向性に沿って取り組むものと位置付けています。

したがって、1の目標は「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的な活動を後押しし、その拡大と定着を図るとともに、自治体職員の意識改革も促すことを通して、第2次高知県社会貢献活動支援推進計画が掲げる2つの目標「NPO等が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり」、「県、市町村、事業者、NPO団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり」の実現を図ることとしています。

また、2の基本的な考え方でも、2次計画が定める4つの基本方針に沿って取り組み、それぞれの主体が必要な役割を果たし、連携して、地域力を高め、元気な高知県を目指すとしています。

3の具体的な取組では、実施する事業を記載していますが、各事業の説明は、後の事業計画(案)の方で説明をさせていただきたいと思っております。

9ページの4は実施にあたっての基本コンセプトですが、国のガイドラインに沿った記載としています。この

中で、(1) 3原則の①では、「NPO等の自立的活動を間接的に後押しすることを基本とすること。また、支援事業は地域における取組が定着するまでの2年間の暫定的な対応とする。」こととしています。

また、③では、「支援事業の選定過程は、可能な限り開示し、透明性を確保するとともに、支援を受けるNPO等は報告と情報公開の徹底により、県民の監視と評価を受ける。また、NPO等の創意工夫に富んだ企画提案等を取り入れ、運用できる仕組みとする。」としています。

10 ページの(2) 将来の展望(事業実施による波及効果)です。

①新しい公共の場づくり、市民の参加では、協働のモデルづくりを目的とした提案を地域から公募することにより、多くの市民の参加が可能となり、他の地域のモデルとなることから「新しい公共」による取組の継続・発展の環境づくりが期待されます。②は寄附文化の発展です。多くの県民にNPO活動を理解してもらうとともに、寄附に関するイベント等の実施を通じ、寄附文化の醸成が期待されます。そのほか、③担い手の自立的活動の発展が期待されますし、④NPO等の情報開示スキルアップにより、県内NPOの情報開示の進展が期待されます。最後に、⑤融資利用の円滑化ですが、金融機関から融資を受けるスキルアップや、経営指導ができる人材が育つことで、融資利用の円滑化が期待されます。

続きまして、11 ページの(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標です。資料④の実施要領の18 ページの7評価の(1) 成果目標で、「都道府県は、支援事業終了後における成果目標を定めるものとする。」とされています。また、国のガイドラインで示された評価項目を参考に成果目標を定め、可能な限り数値を用いて設定することとされていますので、基本方針 11 ページのA〜Cまで、6項目の評価項目と成果目標を設定しています。

A. NPO活動ステップアップ支援事業への参加団体数：40 団体。

* (高知県ボランティア・NPOセンター3カ年戦略(2010~2012))で目標と定めた支援NPO数を参考に設定)

I. NPO等への人材の派遣回数：90 回

従来の集合型の研修もありますが、さらにもう1歩踏み込んだ、団体に専門家を派遣する、そういった踏み込んだ支援を行えないかということを考えています。このIというのは、そういった専門家を派遣する回数が大体これぐらいできないかなといったことで掲げております。

* (10 団体×6回×1.5年)

ウ. NPO法人の会計基準の導入率(A事業参加後の導入率)：70%

新会計基準の研修を受けた団体で、その事業参加後の導入率。せめて7割はということで70%という数字を掲げさせていただいています。

エ. NPO寄附募集支援シンポジウム(ファンドレイジング in 高知)への参加者数：企業6社、NPO関係40 団体、参加者200人

これは寄附募集に対しまして、NPOもファンドレイジングへの意識を高め、一方で県民の方にもNPO活動を理解してもらうというシンポジウムを予定しております。

オ. NPO寄附募集支援事業や寄附制度検討事業に伴う寄附の額：1,000 千円

この数が多いか少ないかというところは議論がありますが、取りあえずこういう数を掲げています。

カ. 市民ファンド設立件数：1 件

この2年間でぜひとも市民ファンドを立ち上げたい、そういったことを考えています。

キ. NPOと行政との協働モデル事業に参加した組織数：40 団体

これは先ほど申し上げました地域の課題解決のためにNPO等と行政などが協働で取り組む先進的な取組、それに対して補助しようという事業でございますが、それに参加した組織数、ですから、これは当然NPOと行政が入っていないといけませんけれども、それ以外にもいろんな地域の団体があつてしかるべきですので、そういったものを含めて40 団体ぐらい入らないかなということを考えています。

* (協働モデル事業実施採択団体数8 団体×5 (市町村+企業+商工会などその他団体))

ク. 支援対象となるNPO等の情報開示の実施率：100%

これは、先程来申し上げていますようにこの事業、支援対象としてはこうした情報公開をしているところ、あるいは事業終了後に情報開示に取り組むといったことが条件になっていますので、ここは100%という目標を掲げています。

目標数値は、現時点での想定値ですので、今後実施状況等をみながら修正することができるようになっていますが、評価項目の追加や削除は内閣総理大臣の確認が必要となります。

続きまして、資料⑨の高知県新しい公共支援基金事業計画(案)をご覧ください。

2 ページが施策一覧となっています。左の列が国が定めた事業メニューで、右の列が本県が実施しようとする事業名です。当運営委員会では先程来、県の事業名で説明をさせていただいています。3 ページ以降は、事業計

画をメニュー事業ごとに載せています。

3 ページは、NPO活動ステップアップ支援委託事業ですが、先ほど体系図のところの説明させていただきました。

4 ページの市民ファンド創出委託事業は、民間による新しい「市民ファンド」を創設するしくみづくり等に取り組む委託事業で、補正予算での対応を考えています。

5 ページのNPO委託事業活動利子補給金も、先ほど簡単に説明しましたが、補正予算対応予定です。

6 ページのNPOと行政との協働モデル事業も、体系図のところ簡単に説明をしましたが、補正予算での対応を予定しています。

7 ページのNPO寄附募集支援委託事業は、2 ページ⑦で国の方では共通事務に関する経費として位置付けられています。これは個別具体的なNPOを対象とするのではなく、不特定多数の県民、NPOを対象としているため2 ページ②の寄附募集支援事業と分けているものです。内容としましては、寄附文化の発展、定着や、NPO自身のファンドレイジング意識の高揚等を図るためのシンポジウム開催事業です。

8 ページは、当運営委員会の開催です。

9 ページの事務経費は、2名の臨時職員と監査を実施するための委託料が主な経費となっています。

10 ページの3では各事業の2カ年の事業費割合の一覧表となっています。計画ですので、ほぼ2年間、2分の1ずつになるようにしています。

4が基金の名称、5が当運営委員会のメンバーや今後の開催予定。それから11 ページの6では事業の実施予定。最後に12 ページの7では先ほど説明しました成果目標の達成状況を半年ごとに追跡していくことというふうにしています。

私の方からの説明は以上です。ご検討をよろしく申し上げます。

(委員長)

まず、ご質問はありませんか。ご意見があればご意見もお願いします。

(委員)

市民ファンド創出委託事業とは、公益信託こうち NPO 地域社会づくりファンドみたいなものですか、それとはまた全然別個のものですか。

(事務局)

全く別のもので。県の方でこれまでファンドというのがあって、毎年団体に補助していたんですけど、それとは全く別でございます。今回は市民あるいはNPOが活動していただいてファンドを立ち上げるということで、(今ある県が出資してきたファンドとは)別のものであるというふうに考えていただければいいと思います。

なお、県の方のファンドも10年以上経ちまして、底をついてきまして、どうするのかというところもありましたので、ぜひともこの市民ファンドという新しい取組として1つ立ち上げてみたいということを希望しております。

(委員長)

よろしいですか

(委員)

高知市の方も県と同じようにファンドがありますが、ほとんど底をついてきていまして、県さんの方はファンドを、今ある分は新たな追加の必要がないようにお聞きしていましたので、これからそのファンドが新たなそれに代わるものかどうかをちょっとお聞きしたくて質問させていただきました。

(事務局)

ご質問の趣旨は分かりました。別のものであるということで。

補足しますと、この市民ファンド創出委託事業は、今、予算があるわけではありません。今後補正予算で要求しようと考えていまして、想像でいろいろな県内で顔を効く人を雇って、その人に動いてもらってファンドづくりに奔走してもらおう。そういった人件費とかは事業費として今後付けるんですけども、このお金そのものを、ファンドへ積む、そういった使い方は国からも駄目だと言われています。あくまでもファンドをつくるための経費で、ファンドそのものに出すお金ではないということでございます。誤解がないようお願いしたいと思います。

います。

(委員)

補正と、当初予算がついて実施ができるものとありますね。補正予算関係と当初予算で実施可能なものを分けていただけますか。

(事務局)

では、資料ナンバーの⑨の2ページご覧ください。あと担当チーフの方から今年の当初予算の分はもう少し説明させていただきます。まず全体像ということで、都道府県の施策ということで(1)から(7)までであると思います。(1)NPO活動ステップアップ支援委託事業、これは当初予算で確保できております。内容は先程来申し上げております、例えば財務諸表のための研修だとか、あるいはコンプライアンスの研修だとか、ICTを利用した情報発信の研修、そういったステップアップのための事業です。ただ厳密に言いますと、さきに申しましたけど、このステップアップの中でも、集合型のこの指止まれ型ではなくて、もう1歩踏み込んで「こちらの団体は〇〇のことを教えてくれる講師を派遣して欲しい」とか、そういう個々のNPOのニーズに対して個別に専門家を派遣する。これも大きな意味では活動、ステップアップ支援事業の中に入ってくると思いますけれども、現在の当初予算で取っているのは、このステップアップの中の集合型の研修でございます。個別のNPOのニーズに対応した専門家派遣等については補正予算で対応していきたいと考えています。ですから(1)のステップアップにつきましては、一部取れて一部取れていないといったふうにご理解いただきたいと思います。

それから(2)市民ファンド創設委託事業、ただ今委員さんから質問がございました。これはこれからの補正予算での対応ということになります。

(3)NPO受託事業活動資金利子補給金、これはつなぎ融資への利子補給でありますけれども、これもまだ予算を取っておりません。これにつきましては、今年の3月～4月に市町村などにNPOさんに何か事業委託をする時に、全部精算払いにしている事業があるのかどうか、調べましたけれども、当初予算で取っておりませんので、今後市町村、あるいはNPOさんのニーズを聞きながら補正予算対応をするかどうかをさらに検討していきたいと考えております。

(4)NPOと行政との協働モデル事業。これは先ほど申し上げました地域におけるNPOと市町村などとの協働の先進的な取組への補助金でございます。これもこの新しい公共事業支援事業の1つの大きな目玉になるのではないかなというふうに思っておりますけれども、ただ、これは正直申しますと、国の方から示されたのがこの2月でして、ちょっと当初予算には間に合いませんでした。ですからこの(4)のモデル事業も当初予算には計上しておりません。この事業はスキームとしましては、NPOさんなんか市町村へ提案します。こういうことをしませんかとか。それを受けて市町村さんが県に立候補するというか、アピールするという形になっています。ですからNPOさんが直接うちの課に手を挙げるのではなくて、NPOさんは市町村に事業提案をする。その事業提案を受けてやろうとなった市町村が県に対して立候補するという形になっています。今年、23年度につきましては、スタートが遅れましたけれども、照会しましたところ、少しですが手が挙がってきております。これにつきましては、本当は6月補正でやりたかったのですが、県の6月補正というのは震災対応のみということを言われましたので、6月補正はできません。ですから県の補正予算は9月補正対応になると。現在の作業としましては、9月補正でお金が付いたとしたら、できるのは半年弱になってしまいます。今手の上がった市町村に対して、こういう事情で9月補正対応になりそうですと、それでも今年度エントリーしますか、それとも24年度にエントリーされますかということ、調整しているところでございまして、それによってこの当委員会で23年度の事業として協議いただく、個別に審査いただくのか、それとも24年度にするのかということが決まってくると思います。いずれにしても、この(4)NPOと行政との協働モデル事業も早くとも今年の9月補正、遅かったら24年度の当初予算ということになるかと思っております。

それから(5)のNPO寄附募集支援委託事業、これは先ほど申し上げましたファンドレイジングのためのシンポジウムの開催経費でございます。これは当初予算で計上しております。

それから(6)運営委員会開催事業でございます。これも現実的にこの会を開いておりまして予算を確保しております。

それから(7)新しい公共支援事業事務経費、これも当初予算を確保しております。といったことで、当初予算で取れている分と補正予算対応というふうに分かれております。

(委員長)

一応ご理解いただけましたでしょうか。なかなか難しいんですけども、この委員会でみなさんが検討すること

は、例えば市民ファンドの創設委託事業をこの委員会で議論をするとしたら、こういう形になるんだというイメージが皆さん沸いたんじゃないかなと思うんですが、案そのもの、具体案をつくるのも、そもそも委託をするわけですよね。

(事務局)

寄附創設につきましては、NPO側の方から提案書が挙がってきておりますので、まだ中身は精査中ですが、そういったものを事務局がある程度手直しをした段階で運営委員会に諮って、この事業を県としても予算の確保の目途が立ってきましたよと、どうでしょうか、というふうに提案をさせていただきたいと思っています。

9月補正に向けてしますので、次回の8月の運営委員会の開催の時には事務局案としてお出しできるのではないかと考えております。

(委員長)

それは複数挙がってくる場合もあるんですか。

(事務局)

かもしれませんけれども、今のところは単独です。

(委員長)

1件であれ複数であれ、この委員会はその提案を審査するということになるわけですね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

ということです。したがって事務局が窓口になって新しい基金を、ファンドをつくるNPOなりの提案をここが審査をして、駄目と言ったらそれは突き返される形になるということだにご理解ください。ここでオーケーになったら正式に提案をして動き始めるということになるんだと思います。多分、他(の事業)もそうですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

申請があったものを適切かどうかご判断くださいという話になるということですね。この委員会、だから結構お金を決定するという権限を持たされていますので、そういう選定の審査をするということになります。それから、行政との協働のモデル事業も結局同じですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

これは場合によっては、昔、県とNPOとの協働事業でプレゼンをやっていたことがありますが、そんなことはお考えですか。

(事務局)

考えています。

(委員長)

考えているということですから、このメンバーが審査員になって提案者のプレゼンを聞くということもあり得るということですね。その上で審査をして、採択を決定するという、かなり皆さんの責任は重たいということです。

寄附委託事業についても結局は同じですね。あとで説明がありますが、結局NPOと県との協働で行う事業について適切かどうか、その時点で皆さんの意見を伺うということですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

ここまでよろしいでしょうか。皆さんのお仕事の中身が段々分かってきたような気がしますけれども、何かご質問はありますか。

(委員)

段々分かってきましたが、NPOと行政の協働の事業の提案の随分スタートが遅くなると思うんですね。NPO関係は、この5月、6月総会、既にスタートしてしまっていて、その中には新しいものは余り盛り込めないであろうというふうに思った方がいいですね。わかりました。

(委員)

先ほどモデル事業のことで半年でいいですか、それとも来年度になさいますか、というふうに聞かれると言いましたけど、それって1年半の計画というのはあるんでしょうか。

(事務局)

基本的に県の補助金は単年度主義ですので、その単年度単年度で。無条件にはなくて、その時に立ち止まって考えないといけないかな、という気はしております。

ただ、事業期間がこの事業は1年半かけないと達成できない、という事業であれば、その旨を説明していただいて、ここで委員会の皆さんにもそれを確認していただいて、県の方でも財政当局にも、そういった話をすることになるかと思えます。最初から1年半認めました、というのではなく、そのところどころでの見直しは認められるかなという気はしています。

(委員長)

そういう理解でいいですか。ということは、この裁量もかなりあるということですね。

(委員)

私がまだあまり理解できてないので、結局この時点で補正という言葉がかなり何回も言われています、今年度実施というのはかなり少ないですか。

(委員長)

そういうことになるんですが、実はややこしいのは、皆さんもまだ悩んでいらっしゃると思いますが、この委員会が具体的な事業案を立てることはないということなんです。この委員会は個々の事業について、事業内容を決めていくところではなくて、具体的な事業内容はNPOが立てるわけですね。あるいは市町村と協働して。県も窓口なんです。県が何をするかというと、結局はこの委員会の意見を得て、受けて選定をしてお金を付けていく作業をするという事業なので。だから遅れるといえは遅れるんですが、募集時期が遅れますので、

(委員)

一気に案が出て、一気にここで話し合うということもあるというわけですね。

(委員長)

あるんですね。後半戦、どんとくるという可能性もあります。国の動きですから当然、致し方のない部分もありますし、ちゃんと指針を示せということもあって、遅れ遅れになっているところへ震災が来ているんですね。バタバタはすると思いますが、そういう面で皆さんにご迷惑をかけるんですが、、2年間でやりきるということになっているわけです。

(委員)

かなり話がずれてくるかもしれないんですけど、基本方針(案)のところの11ページの成果目標のところ、ちょっと気になる場所があって、基本的に全部数値があるということで致し方ない部分もあるかと思えますけれ

ども、成果目標となっていますので、この成果目標が達成できれば新しい公共ができるというふうに考えると、ちょっと心許ないというか。例えばのNPOとの人材派遣回数数というところなんですけど、なかなか計るのは難しいかもしれないですけど、派遣されたことによる結果みたいなものは多分問われてくるのかなという思いがするんですね。難しいかもしれないですけど、質的なものとか、この事業を行うことによってどういう効果がNPOや市民にあったのかというような指標というのは、やっぱり1つ入れてはいいかというのを思っただけなんですけど。

(委員長)

そうですね。実は県の第2次の支援推進計画があるんですね。その中に質的目標が入っているんですよ。それは検証しないといけないわけですよ。皆さんは推進会議の委員にも今日任命されたんですね。ダブっているというのは意味があると僕は考えていて、本当のところは高知県としては推進会議でやっている事業の強化をしたい。そちらで皆さんには、質的目標を含めた評価をしていただかないといけないのです。

(委員)

もう1つなんですけど、かといって数値で表すというのは結構怖いかなと思ってまして、例えば5のところの寄附の額が100万円と、これが高いのか低いのかという話がちらっとありましたけども、投入したお金とイコールである必要はないと思うんですけど、例えば市民ファンド創設委託事業で平成23年、24年で800万と900万で1,700万かけるわけですよね。その成果として100万円というのは出していいのかということがあって、むしろ取って出さないとか、ファンド設立がなされたというところでオーケーというふうにしてしまうというようなやり方もあるのかなと思いますけども、数値のところは、質的なものじゃなくて数値を出すということもやっぱり怖い部分もあるのかなと思いましたので、これは意見です。

(事務局)

すみません、ちょっと補足させていただきます。ここの成果目標の数値なんですけど、定性的なものは国はガイドラインで求めています。全部で11個ぐらいこういう数値を成果として、目標値を設定しなさいということをお願いされたうちの8つを選んであります。寄附の分もやっぱり寄附の額を書けというふうになっています。100万が適切な額かどうか分からないんですけど、この成果目標の数値欄は、軽微な修正ということで運営委員会に諮らせていただいて、そこで実施状況を見ながら修正していくことが可能です。

ただ、この評価項目自体は内閣総理大臣の確認を得ないと修正がきかない項目です。これをさらに増やすのか削除するのかというご検討は今日お願いすることになるかと思っております。

(委員長)

ここの数値目標なんですけど、この金額ですね。寄附金額を除いたら全て既に達成している数値、ほぼ近いです。ほぼ達成できる数値です。それでいいのかという話はあるんですが、これは達成するための目標値として、これまで推進計画の中で掲げてきて、既に団体数で30ぐらいきています。あとは1年で10増やすみたいのところへきてるものを40と書いてあるので、これは推進計画の目標値ですから、これは達成せねばいけないと思う数値です。ただ定性的なものは入ってないんですね、数量は。

70%これは新しいですね、会計基準の導入。でもこれはこうした団体の導入割合ですから、これも達成可能なんです。シンポジウムの参加者200人、これは200人集めればいいので多分、これは集まらなかったらいけないでしょうという話なので、これも達成可能。問題は多分100万円だと思います。100万円が適切なのかどうかですね。多分適切でない、私は個人的には思います。1,500万かけて100万円集めたら、普通僕が大臣やったら認可しません。プラス500で、600万かなという話ですかね。ただし、そんな目途があるのかといたら、これがちょっと厳しい金額だと僕は思います。これは検討いただきたいと思います。

これは金額を書かないといけないのね。

(事務局)

そもそも項目に挙げるかどうかを議論していただいて構いません。

(事務局)

先ほど言いましたように、国の方から例示されてまして、そういうのがありました。ただ、最終的には国の方は絶対これに挙げないといけないというものではない、ということなので、そこはもう、県の判断、当委員会

の判断が加わっていいと思います。委員のおっしゃることはよく分かるので、今定量的な目標ばかりで定性的でないというのがあるのですが、先ほど言いましたように国の方の雛形が定量的な数値目標しか挙げられてなかったということで、それらを参考に県として掲げられそうだなというのをピックアップしてアからクまで取りあえず挙げてみました。

その中でさらに、例えばオについて額が、費用対効果の問題でいかなものなのかという議論がここであれば、これは案で出している分ですから、それは皆さんにご議論いただければいいと思います。

(委員長)

目標の中に挙げてないと事業をしてはいけないとかいうことはありますか。

(事務局)

そんなことはないです。

(委員長)

ないんですね。

(委員)

この目標設定の100万というのは、市民ファンド創造だけではなくて、寄附募集支援事業とかファンドレイジング、あるいはイベントであるとか、例えばNPOの活動基盤が育った中で集まった総額、寄附総額ですよ。

(事務局)

そうです。

(委員)

例えばNPO個々に寄附が増えていくのを合わせて100万という数字はどうでしょうか。

(事務局)

今度、補正事業で個別に支援を受けたいNPOに手を挙げてもらい、直接専門家が行って個別に指導するといった今までにない細やかな支援が想定されています。そういった支援を受けたNPOが、例えばホームページで情報の公開ができて、自分のところの事業とか組織を分かってもらって、理解してもらって新たな寄附を得たとか、そういった支援を受けた対象NPOに対して調査をかけます。そこがどれくらいもらったとかいうことは把握できます。あと高知県ボランティア・NPOセンターさんでアンケートか何かしてもらって、今年どれだけ支援を得たか。全体的なファンドレイジングのイベントとかシンポジウムをしますので、それによってひょっと去年より今年は寄付が増えるかもしれないとか。新たに創設をする市民ファンドがいくらか入りだすかと。県全体の把握をするとなったらこんな額ではないと思うんですけど、求めているのは支援を受けたNPOに調査をかけて、これだけあったということでも構わないかと。

あと、国から示された指標として、例えば情報開示が義務付けられていますので、NPO等の開示情報の閲覧件数、ホームページへ何回アクセスされたとか、そういうのも1つの評価項目なんですけど、それは挙げませんでした。それからあと、つなぎ融資とか市町村の概算払いの普及率のパーセンテージとか、ここに選んでない評価項目がいくつかありますけれど、それはこちらではちょっと採用しなかったです。それ以外の項目があれば挙げることは可能です。

(委員長)

これは2年後の目標ですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

2年後に、100万円ができていたら目標達成ということですよ。実質1年半位になるかもしれません。

(委員)

市民ファンドができればお金は入ってくるから、そのお金を入れて・・・。

(委員)

現在、NPO支援基金に毎年どれくらいお金が入っているかということを考えると、余り努力をしてないのでそれほど入らないです。

(事務局)

ちなみに、(県のファンドは)この10年間で21万くらい、副委員長さんの高知市のファンドはどうでしょうか。

(副委員長)

高知市もそれくらいです。100万もは、入ってないです。何十万かです。

(事務局)

(県のファンドは)ほとんどが出捐金です。

(委員長)

結局、県の出捐、市の出捐でいくと、そこへ寄附したら使い切ってしまうんですけども、NPOセンターがやっているNPO支援基金、あれはもうちょっと多いです。それでも100はいかない。50、60くらいでしょうか。

(事務局)

県の方も一般の寄付金を募集しているんですけど、チラシも作って。なかなかいただけないです。

(委員長)

それはなかなか。特段の努力がいる。経営がいるんで、そういうルートを考えないといけないとは思いますが。ただ、すぐに増えるわけでもないですから。さっき言われたように、全ての寄附、例えばNPO法人への寄付金を1年半、2年分の合計を調べたらというと、それは100万は遙かに超えるんじゃないでしょうか。

(委員)

今年度、来年度と市民会議は寄附を頑張って集めようってやってるんですよ。この事業で支援を受けたという形になれば、それも入っていくわけですよ。

(事務局)

ここの評価項目で入れているのは、新しい公共の評価になっていきますので、いわゆる今度実施する寄附募集の支援事業ですとか、市民ファンドを創設することによる、その事業効果によって100万円くらいは入るんじゃないかという目標ですけども、その項目自体がやっぱりちょっと不適切ということであれば、この項目を除けていただいても構いませんし、その辺を、議論していただいたらいいかなと思っています。

(委員)

項目を入れる入れないのところで、私、現状でこの項目の数値がどれくらいになっているのかというのがよく分かっていないので、今100万が多いとかいうのもいろいろ聞いていてそういう状況なのかということなので、項目ごとに現在どういう状況で、それに対してどれくらいを目標としているのかということが、私はよく分からないんです。

(委員長)

これが分かるものはありますか。

(事務局)

おっしゃるとおりで、普通、目標を定める時には現状がこうあって目標、というやり方をするんですけども、新しい公共支援事業を取り上げて、この事業を新たに実施した場合の目標を設定しなさいということでしたので。

この成果目標の左横に現状数値を入れようかという議論もしたんですけど、それも難しいということになりました。例えば寄附でいうと、県のファンドは10年間担ってきて、なかなか集まっていない状況にあります。全部の項目というのはなかなか難しいのが正直なところでございます。

(委員長)

皆さんもうご理解いただいていると思いますが、この事業、高知県からすると、とても使いにくい事業なんです。この10何年間に相当独自にいろんなことを県がやっていて、それは補助対象にならないのです。要するに行ってきたことをさらにパワーアップするために、改正するためにこのお金が使えたらいいんですが、新しい取組でないと駄目だという、採択できないと言われてるんですね。だから現状がこうあって、そこから10プラスしますというのができない状態なんです。そこが事務局も含めて知恵を働かさないといけないところでもあるんですが、新しいことで、お金を使うということを僕らは考えないといけないと思います。特にここに集まってくださっている皆さんは推進委員も任されていますので、そういう意味では、既に国が想定したことが、ほとんどあるんですよ。NPOとの行政の協働も既に県が実施していて、市町村との協働が課題でそこをどう支援するかということも試しにしたことがあって、それをそのまましたらいけないと言われて、何をやるのだろう我々は、ということがあるんですね。

これ以上、新しいことというところこそ革新的なことで、全国とのブレが多分ものすごくあるんですね。何もしなかった所を対象にしている、さあこれから、ゼロから始めなさい、なんですけど、10年間の蓄積の上に新しいことをするのは大変なので、そこら辺で目標設定も難しいということなんです。100万円の目標もね。

(委員)

すみません、自分が言い出しっぺなんですけど、どうも100万円がいいのかなという気になってしまったというか、多分数値として出さなきゃいけないというところはすごく理解できて、その中で考えた時に、楽々とはいかないですけど、多分クリアできる金額であるので、成果目標としてあげておいて、高知県はクリアできましたよというところが事業目標であれば、余りハードルを高く上げ過ぎずに現状の中でやれるところがいいのかなという気はします。

ただ、投入したお金との費用対効果みたいなところを言われた時には、ちょっと苦しいかなというふうには思いましたので、それは項目を入れるか入れないかという話になるかなと思います。

(委員長)

委員がおっしゃったように、実は担当(専任職員)を設置してやるということを目指せば一番いいんですよ。本当にNPOが主体になって、NPOのための寄付金を集めるような仕組みなんていうのは日本のどこにもないわけで、それもまた新しく作るってことは、提案があったとして、仮定ですけど、それが本当に確立できたら新しく推進する上では、とんでもないことなですよ。だけどそれは目標に入っていないわけで、寄付金がどれだけ集まったか額を書けというわけですから難しいですね。

恐らく、高知県が目標にするのは寄附金額ではなくて、寄附を集める新しい仕組みをやっぱりこの際、この1000数百万を使ってNPO支援を手厚くして自立できる形に持っていくのが最大の目標だと思います。それを目標としては掲げる項目がないということですから、監督が分かっていないという気がしますけど。そういう意味で目標金額はいくらでも良いといえればいいですね。ただちょっと恥ずかしいかなという気はあるね。担当をつくるのに1700万使って100万集めるというのは、どれだけコストがかかる。寄付金やねという、これが世間向けにはちょっと説明責任は果たせんという話です。

ただいきなり1年半で数千万集まるような、そんな仕組みをつくるなんて無理ですからね。

(委員)

先程、お話があったように、トータルのNPOの寄附金額というのを出示してもらった時には、例えば1,000万とかでも全然大丈夫だということですよ。

例えば、防災関係なのですが、私の授業で今回の津波で寄附をした人どれぐらいいるかと聞いたら、何と70人のクラスで半分以上が手を挙げたんですね。少額でも何らか出したということなんですよ。そういう気持ちとかチャンスがあればそういうことができるのかなと感じました。ただそれと今高知県で頑張ってるNPOとどうリンクさせるのかというのは難しい問題だと思います。全部のNPOを、高知県の中のNPOの金額をもし合わせることでできたら、どのくらいになるのかと。

(事務局)

国の方の雛形は、1行で市民ファンドの設置状況及び寄附の額と各件数となっていて、市民ファンドと限定しているようなものになっているんですね。県内全体のNPOというふうに広げてしまうと、それがこの事業によるものなのかまた別のプラス要因によるものなのか把握が難しいかなという思いも若干しております。

それで、もし挙げるとしたら国のように市民ファンドの設立件数及び寄附の額というような様に固めるような方法もあるかなと、もう1つの案かなという気もいたしますけれども。

(委員長)

ファンド設立件数は1件ですね。これは設置をする件数。問題は要するに金額ですね。

(委員)

金額は妥当、妥当というところですけど。

ちょっと違う話をしますと、今高知市、高知県はふるさと納税、寄附を募集していますけれども、1,000万円をですね、関東県人会とか関西県人会とかすごい営業をして、1,000万になかなか集まりません。県も額的にはそう変わらなかったと思います。それぐらいのものだと思います。自分は観光協会で花火を担当していましたが、花火の寄附が2,000万ぐらい集まるんですけど、それはずっと営業で培ってきて、1つの企業さんが10万とか5万とか、そういうのを本当にたくさんの企業が、高知市のよさこいの花火を盛り上げていくということで、ずっと昔からの蓄積であるものがそれぐらいのものなんです。よっぽど頑張ってもふるさと納税なんかしても1,000万ぐらいですので、これを市民ファンドでするとなると、やっぱりこれぐらいが妥当な線じゃないかというのが、何となく経験的には感じております。

(委員)

市民ファンドだけで考えたら100万円というのはちょっときついかも。限定されるとちょっと難しいかもしれないですね。

(委員長)

でも職員を配置して、いわゆる専任配置して100万が集まらないというのは設置する意味がないですね。

(委員)

そういうことですね。

(委員長)

だから、仕組みができて、それ周知がされていて、集まりだすのは大体この取組が終わる頃になってからなので、そこまでは金が集まりませんというのはあるけれども、それをひよっとしたら限定する、条件付き100万集めるなら成り立つかなと。

1年半頑張っているんな所へ行って100万集まることはありますよね。

(事務局)

今、委員長さんがおっしゃってくださったんですけど、正直言ってなかなか厳しいという説もあります。ただこの市民ファンドの設立の趣旨というのはですね。例えば県のファンドのように、県が出資して、段々目減りして行って無くなったらお終いというのではなくて、この基金事業23、24ですけども、終わってからも永続的に市民ファンドとして、自立して市民、NPOのために使える、ずっと永続していく、そういう仕組みづくりのきっかけにしたいというのが、元々の狙いということでございます。ですから金額的にはなかなか(難しい)。

NPOに寄附したら税制の面で優遇されるとか、そういったのがあればもっと進むかもしれませんが、なかなかそういった面では当初は苦戦をするんじゃないかなという、いずれにしても希望としては、永続的な市民による市民のファンドができないかなということで提案をしたところでございます。

(委員長)

100万で、大きな目標ですね。一応これで、100万ということでかなり大きな目標だと思います。

(事務局)

もしおかまいなければオ、カでなくて1行にまとめさせていただきます
NPO寄附募集支援事業でシンポジウムを開催する時に企業とか県民とか、何とかその場で募金というか寄附が集まるんじゃないかと。それも足して100万という意味で計上したということです。

(委員)

それいりますか。

(委員長)

けど頑張らないと集まらない。そういう意味では説明ができるかなと。ちょっとこればかり議論しているわけにはいけないので、100万ということで、おいとしましよう。余り縛る目標でもないと思います。

(事務局)

このアからクまで(目標の項目)を挙げますと、これを削除する場合には協議が要ります。ただ、目標数値が変わる場合については、それは裁量で任されていますので、国への協議は要らないということになっています。

(委員長)

ということですので、私たちとしてはちゃんとこだわらなければならない目標というのは、NPO方が自立して動けるようにそういうところはしっかり定めなきゃいけない。当面1年半でいくら集めるということは、それがなくお金がきませんということだったら問題はないですが、そうでなければ取りあえず取り組める形にしておいた方がいいんじゃないかと思います。他の数値もそういう大体位置付けですから、とにかく今していることを踏まえた40団体とか、そういうものは集まらないとおかしいので、そこはちゃんとして、継続的な問題もありますので、推進会議に計画の方も出ますので、そこは目指さないといけないということになります。

そういうことをご理解いただいて、これはこれでいいですか。何か他にご意見ありますか。23年度計画は休憩してからでいいでしょうか。恐らく補正予算の段階でもうちょっと具体的な話しをしないとイケませんので、その時にまたお願いをいたします。

(事務局)

おっしゃるとおりです。今日は基本方針と計画をまず承認いただいて、それからこの後、当初予算の事業について説明しますので、協議していただくということで。

(委員長)

それでは、「基本方針」と「事業計画」について承認でいいですね。

<委員全員承認>

(委員長)

休憩を入れまして、23年度の事業計画をしましよう。予定としては4時までですね。

(休憩)

(委員長)

それでは再開させていただきます。23年度の事業計画、これは当初予算が付いているものの説明ですが、よろしくお願ひします。

(事務局)

では議題の(4)平成23年度実施事業についてご説明させていただきます。当初予算の実施事業といたしまして、「NPO活動ステップアップ支援事業」と「NPO寄附募集支援事業」の2つをあげております。

お手元の資料⑩をごらんください。1つ目の「NPO活動ステップアップ支援事業」は県内のNPO等の活動基盤を整備、強化し、また透明性や健全性の確保を促進することによって、新しい公共の担い手となるNPO等の活動を活発化させることを目的に、事業を実施いたします。具体的な内容としましては、NPO法人新会計基

準のセミナーや、ICTを活用した広報力の強化につながる研修、コンプライアンス研修などを想定し、NPO中間支援組織であります「高知県ボランティア・NPOセンター」への委託事業として実施したいと考えております。予算額は345万7,000円を想定しております。

「高知県ボランティア・NPOセンター」の概略につきましては、資料の下半分に載せております。元々は先ほどから出ています「高知県社会貢献活動推進支援条例」の中での支援推進計画に基づき、高知県社協に設置された団体です。NPOを支援する団体として、行政との関わりも深く、NPO団体からの信頼も厚い団体で、所長の〇〇さんには、本日も委員としてこの運営委員会に参加していただいております。事業費は、非常勤職員の人件費や講師謝金、会場費、プロジェクターやノートパソコン、その他事務的経費を含めております。

続きまして「NPO寄附募集支援事業」ですが、この事業では、目的にもありますように、NPO活動への寄附啓発をNPO自らが考え、資金調達（ファンドレイジング）の意識を高める事や、NPO活動を広く県民に知ってもらい寄附につなげることを目的としたシンポジウムの開催経費です。

事業の手法としましては、高知県ボランティア・NPOセンターやNPO高知市民会議、県内企業や学生などで構成される実行委員会の方からお話が挙がっておりますので、そちらの方に委託したいと考えておりますが、内容は、実行委員会で検討していただきまして、日本ファンドレイジング協会からの協力を受けながら、基調講演や分科会で、県外のNPO活動の成功事例を発表していただいたり、県内NPOの活動を紹介するパネル展や一般県民の方にも寄附に興味を持っていただけるようなもの、こういったものを実行委員会に委託したいと考えております。

事業費は人件費、会場費や講師謝金などのシンポジウム経費、広告費や事務的経費を含めまして、5,000千円となっております。

以上、当初予算で実施しようとする2つの事業について、ご説明いたしました。

よろしく申し上げます。

（委員長）

ということです。結局、当初予算での事業、この2つになります。ご意見はありませんか。ご質問等ありませんか。

（委員）

せっかくですから、このNPO活動ステップアップ支援事業委託料のところ、NPOへの新しい事業、人材派遣回数ということで90回を予定されてますね、やろうとしているNPOさんは、現存するNPOさん等というふうになっていますが、この「等」はこれからNPO法人として成り立つNPOさんも含まれているのかという、そういう質問と、それとある程度、集合型だったらどういう方が来るかはNPOに案内出したら参加されますけど、派遣の場合はある程度、育てたいNPOさんとかもあろうと思いますし、そこら辺り公平性を保ちながらどういう形で進めていくかということを質問させていただきたいと思います。

（事務局）

委員さん、すみません。個別派遣の方はまだ予算には入ってないのですが。

（委員長）

当初予算で、既に予算の付いている分はこの公開型というか、集合型しかないんですよ。

（委員）

そうですね、先ほど言ってましたね。すみません、そしたらこのイの分はまた次回の時に。

（事務局）

集合型でやりますが、一応申請していただいた団体が対象になりますので、あらかじめ、申し込みをしてもらって、受けていただく形になります。不特定多数のその日にたまたま来た団体というのでは駄目です。

（委員）

プラスこれから設立しようというNPO、個人でもいいわけですね。

(事務局)

設立しようというNPOは大丈夫です。個人は駄目です。企業と個人は対象になりません。NPOは受けられます。任意団体のNPOも対象です。

(委員)

任意団体の、分かりました。

(委員)

これは申し込みがないと参加ができないということですか。

(事務局)

当日誰が来ているか分からないようなものでは駄目です、事前に把握できていないといけません。専門家を派遣するのもそうですし、これも支援を受ける対象が分かってないといけません。ただそれは申し込みをしてもらえばクリアできるのかなと思っています。

(委員長)

どっちも申し込みが必要ですか。

(事務局)

そうです。補正予算でやろうとしている分(個別支援の専門家派遣)は手を挙げてもらって、支援すべきNPOかどうかを、運営委員会にお諮りして決めていただきます。次回どういう内容の支援を受けるとか、それを選定していただく形になります。

(委員)

ステップアップ支援事業の個別支援については、この運営委員会で専門家の派遣先NPOを決めるんですか。

(委員長)

私も初めてそれを今理解しました。

(事務局)

イメージ的にはそうです。だから支援を受ける個別のNPOも専門家の派遣の分では運営委員会で承認をいただくことになります。

(委員)

事前に申し込みがなかったら駄目ですよということで、やっぱりこれは問題があると思いますね。

(事務局)

ステップアップという活動基盤支援は基本的に、今まで実施してきているのですけども、さらに踏み込んで個別にもっと踏み込んでいきましょう。個別のNPOの、個別のニーズに対して対応していきましょうというころなので、例え集合型であっても基本的なところは確認が必要ということです。

まず今日は基本方針と事業計画を認めていただいて、このステップアップもやるということをご承認いただいたら、その次には、こういう団体がやりたいと手を挙げてますがどうでしょうかという、もっと具体的にお示しできるのではないかと思いますので、その時には、もっと議論できると思います。要はこのステップアップ事業を実施していかどうかということをもっと検討、了解いただかないと募集もできませんし、スタートが切れないというところですよ。

今日は割と、漠としていると思います。皆さんの印象と違っているかもしれませんが、ゴーサインをいただいたらもっと具体的にNPO団体名とか、あるいはモデル事業なんかも、関わる市町村とNPO名も出てきて、こんな事業に対してどうでしょうか、支援をしてよろしいでしょうかという、具体的話ができるかなと思います。

今日はキックオフということで、こういうことに着手してよろしいかという、基本的にそういったことで捉えていただけたらと思います。

承認いただいたら募集を始めますので、募集を受けた後のことは、再度こちらでお諮りして、具体的にさらに

ゴーサインをいただくといったイメージかなと思います。

(委員長)

ということですので、とりあえずゴーでいいかどうか、まずご判断いただきましょうか。ご異論なければこういう提示いただいた全体の事業を基本方針、事業計画も含めて進めていくということで。具体的にはいろんな問題があるようなので、それは討議をして進めましょうということで、今日は了承いただけますか。ご異議なければ。

その上で、この1つ1つの支援を受けるのに、1つ1つの団体の、それが適切かどうかという審査をせないかん。

(事務局)

いえ、この当初の分は構いません。集合研修なので、

(委員長)

これは集合研修なので要らない。

(事務局)

ただ事前にどこが参加するかというのを把握していれば要件は満たします。

(委員長)

派遣型の場合は、それは審査が要るということですね。

(事務局)

そうです。だから10団体とか

(委員長)

それは多分国の基準で要るわけですね。

(事務局)

そうです。国の基準で支援されるNPOも全部じゃないよと。枠が広いんだけど、やる気があって意欲があって、こういうことができるとハードルが結構あって、何でもオーケーではないと。新しい公共として支援すべき団体という言い方をされてますので、どの団体でも支援するというわけではない、というのが、この事業のたてりですが、そこは県としてどうかなと思うところもあります。

(委員長)

それは基準がどうのこうのよりも運用が難しいと思うんです。というのは、ニーズはバラバラ出てきますね、個別ですから。例えば1月に何件か出てくる。これ2カ月おきに委員会がありますから、そこまで待たすわけにいかないですね。ということは、取りあえず審査はしなければいけないとすれば、審査をするための委員全員が集まらなくてもいい仕組みを考えておかなければならないということです。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

例えば委員長と副委員長ともう1人ぐらいの委員と事務局で、仮に決定しておいて事後的に承認をもらうみたいな仕組みを作らないと、これは

(事務局)

それは、個別支援の事業ですね。

(委員長)

集会的なものは予約が要りますよというだけですから、そういう周知徹底をして、なおかつそれでも当日来た

人は書いてもらえばいいので。

(事務局)

これをご承認いただいたらですが、一定、募集期間というのを定めますので、今年度は5回、この運営委員会を開く予定ですので、募集期間が1回だけではなくて2回やるにしろ、この5回の間で拾えるんじゃないかと考えています。

(委員長)

私、悪いけどもそれは止めた方がいいと思います。委託するわけですね、派遣事業も。すると運用自体、委託のプロポーザーとして受けるわけですよ。もっとう随時、きちっと対応できる仕組みがあれば、随時受けた方がいいわけですよ。あるいは受けたいと思う時にサービスを提供するのは、これビジネスの鉄則なので、いわゆる募集してこの期間しか駄目ですよという、必ず諦める人が出てくるので、むしろいろいろ問題はあってもやっぱりステップアップでそういう個別対応したサービスを、支援サービスを提供しようということ自体は悪くないので、もし提供しようとするれば審査の方法を少し簡便にすることを考えた方が、僕はいいと思うんですけどね。皆さん、いかがですかね。

これやっぱりサービスを受ける人のことを中心に考えた方がいいのではないですか。募集する側のことを考えずにするのはよくないと思います。

(事務局)

募集も別に1回にはこだわりません、第1次募集、あるいは第2次募集、何回かに分けてやっても構いませんけども、片方でこの運営委員会も少なくとも5回はありますから、結構、合うんじゃないかなという気はするんですけども。

(委員長)

随時募集形式にするか、期間を決めた募集形式にするか。

(事務局)

期間を決めて1回か、2次募集、3次募集とするかということですね。

(委員長)

そこね、補正事業の話なので、もう一度事務局で検討願います。

(事務局)

分かりました。

(委員長)

他の委員さんの意見もあるんですけど、僕は何か人に対してサービスを提供する時に、やっぱり提供する側の事情に合わせてやるのと、受け手の事情に合わせて随時対応していくのかというのは違うんじゃないかと思うんです。せっかくNPO主体になってやるというのに、少し固い制度設計でいいのかなというのは思いますね。

あと審査の仕組みの方も、これも基準があるんですか。委員全員が集まって採決しないといけないとか。

(事務局)

特に基準はありません。当初言いましたけど、必要に応じて部会を設けることもできると設置要綱の中には決めております。

(委員長)

そういう対応ができるなら、柔軟に設けていく。また持ち回りでもいいですね。これも考えておいて欲しいんですが、審査基準はどうしますか。審査がある以上、審査基準は恐らく公表しないといけないですね。どうなるんでしょうね。これも勝手に決めていいわけですね。

(事務局)

それは運営委員会で決めることになっています。もちろん事務局案は出します。

(委員長)

分かりました。

(事務局)

まだ案の段階で詰めてもないんですけど、例えばモデル事業ですね。市町村さんとNPOさんの協働モデル事業なんかの時もいきなり一覧表だけ作ってここに出すわけにもいけないと思いますので、あくまでもたたき台として、事務局の方で県なら県の担当課の意見みたいな物も添えて、点数にするかABCにするか分かりませんが、いずれにせよ何かの形でエントリーのあったところについては、審査しやすいような形で整理して、この会でお示ししないといけないかなと考えています。まだ具体的にフォームまでは決めてないですけど。

(委員長)

どうなんです皆さん。

これは、さっき特定の団体にターゲットを当てるとおっしゃっていましたが、国が言っている特定のというのがあるんですか、具体的に。

(事務局)

実施要領の6ページの支援対象者の要件というところで、どういうNPOが対象になるかを書いております。先ほどチーフが言いましたけど、新しい公共の活動を的確に遂行する意欲や能力を有しているとか、3つぐらい書かれています。これが基準で、ただ複数挙がってきた時に予算の枠があったりして、絞り込まないといけない時には、今委員の皆さんがおっしゃったような点数を課するとか、さらなる基準が要るかもしれません。

(委員長)

この要件でいいのであれば、こちらが基準を設ける必要はないと思います。これでいけば何でもオーケーですから、このままいきましょう。申請があればほとんど、宗教でなければほとんどオーケーです。

(委員)

支援対象のNPOは運営委員会で選定するのでしょうか。

(委員長)

逆ですよ、ここに発注がきて、申請が来た分の名簿がこっちへきて、オーケーでハンコを押さないといけないのですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

その仕組みを少し事務局で考えてもらうということですね。この国の基準であれば、いかがわしい団体でなければ、真面目に取り組もうとしている、取り組んでいるところであれば、ほぼそれぞれのニーズに合わせたステップアップですからオーケーになるんじゃないかと思います。できるだけ制限がない方がいいですね。

何かご質問、この際。補正のことも含めて少し考えていただきたいというか、まだちょっと時間がありますから。

(委員)

ファンレイジングのことで、23年24年、委託費500万、500万になってるんですけど、まず23年度、取り組みの初めとして、ファンレイジングジャパン in 高知を開催するという事になっているんですけど、やっぱり寄附後に期待する効果ということで、寄附を受けやすい環境が整備されると書いてはいるんですけど、こういうイベントをやっても結局寄附をするインフラが整ってなかったら、寄附というのは絶対に集まらないです。なんで東日本大震災はこれだけ集まったかという、どこでも寄附ができると。日本全体で寄附を受ける仕組み

をつくったというところで、本当に思いついたらすぐ寄附ができるという態勢ができています。

同じように、例えばファンドレイジング in ジャパンを開催して、市民の方がどういうNPOがどういう活動をしてるかというのを知って、じゃあ寄附をしようと言った時に、どうやったら寄附をしたらいいんだというようなことに、今なっているんですね。ですから、これ委託費 500 万、500 万ありますから、その委託費だけじゃなくて、この 500 万をそういうインフラを整備するような、実際しなくても検討するような分にもちょっと使ったらどうかと思います。

(事務局)

今委員のおっしゃったのは大事な視点だと、確かにその通りだと思います、500 万の中でそれが出来るかどうかはわかりませんが、いずれにせよ、そういった視点というのは大事に取り入れていきたいというふうに思います。

(委員長)

このファンドレイジングの取組みは、市民ファンドと連動するんですか。

(事務局)

そのつもりです。もちろん。

(委員長)

ということは、ここで使われるお金は制度設計とも関わっていくということですね。

(事務局)

予算的には制度設計の分は 500 万の中には含んでいませんけれども、一緒に考えていきたい事業です。

(委員長)

もう 1 回、金の使い方というのは大切な問題というのは、こういう会にはあるので、人が担いますよね、職場でのシンポジウムをやるとなると実行委員会ができたりするんですが、その実行委員会は同時にファンドを構想していく人達とだぶるのかどうかという話なんです。

(事務局)

だぶることを想定しております。

(委員長)

お金で人を雇うのは制度設計をする人だということですから、制度を作る人ということになったらいかんわけです。

ワンストップでNPOにいく制度で、できたらいいですが、これがなかなか難物なんですよ。

そういうことですので、ご理解いただけたらと

(委員)

もう 1 点いいですか。NPOと行政との協働モデル事業に参加した組織数 43 団体とあります。具体的に分かりにくかったんですけども、事業に参加した組織数が、これから見積もられるのが 40 団体ですよ。前に県とNPOの協働を昔してましたよね。その頃はなかなか課題がたくさんあるということで、出てくる協働がなかなか少ないという話も聞きましたし、これが今回 40 団体とありますが、1 年間で 40 団体の協働が可能かどうかというのが非常に難しいんじゃないかなということを数字で見ましたけど、どういうふうに考えていますか。

(事務局)

まずこれは 2 年間の目標として、23 年度と 24 年度の 2 年間で考えています。それで本当のラフな積算ですけども、2 年間で 8 団体ぐらいがこの事業で採択されるとして、その 1 つの団体に関わっているのが、少なくとも 5 団体ぐらいあるんじゃないかと、そもそもこの事業の発想そのものが地域の課題解決ということで、そのためにはいろんな団体が首を突っ込む、頭を突っ込む、巻き込みたいという狙いで、積算としては 2 年間、8 事業で 1 つの事業に少なくとも市町村、NPOとか商工会云々とか関係地域の団体が 5 団体ぐらいある。8×5=40

ということで、取りあえず40という数を考えています。

(委員)

それでもなかなか数字が大きいですね。4団体でしょう。8団体ですか、2年間で。

(事務局)

8事業で、1つの事業に少なくとも5団体ぐらいは関わるんじゃないかと、 $8 \times 5 = 40$ ということでやっています。

(委員)

この数字が結構高いような気がするんですね。なかなか実績を2年間でそれだけ、 $8 \times 5 = 40$ 、厳しいような気がするんですけど。

(委員長)

心配ですか。

(委員)

心配しているんです。数字が大きいかなと思って

(委員長)

ここももう一度、事務局でイメージを次回までに出していただだけませんか。私のイメージともずれておりました。

(事務局)

今ちょっと調査をしまして、意向調査をして2つ今、2事業挙がってきています。それぞれ関係団体数が4、4ぐらいです。ですから事業によっては、反対に5を超えるところもあり得るわけですから、6、7とか。ですからデコボコを取ったら

(委員長)

平均してということで、想定されているのだと思いますけど、問題は数で縛るんですかということなんです。主たる目的は市町村とNPOとの協働事業の推進にあると思うんですが、これは従来もやっていた県とNPOの協働推進事業で見つけた課題ですね。県との協働は数が段々減って行って、結局市町村の課題を抱えた申請数がどんどん増えて、でもそれは県としてはできないわけですね。今回はそれはやれなかったことだから、新しい事業としてできる事業なんです。市町村が中心ですね。その時に数で縛るんですか。要するに市町村は必ずくつつきますから2はあるんですが。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

5ないといけない、4ないといけないと言うんですか。1と1で2でもいいじゃないですか。それで40という目標はといった時に心配ですという話なので、そこら辺少し考えてください。

(事務局)

決して数で縛るというつもりはないんですけども、例えば国の実施要領の11ページをご覧ください。11ページの(5)新しい公共の場づくりのためのモデル事業、これはこの事業ですけど、①で事業内容として、多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)ということで、NPO等、地方公共団体、企業等が協働ということで、もちろん行政、市町村とNPO等が中心的な役割になるかもしれませんが、それに地域のいろんな団体を、商工会、婦人部、農協、何でも構いませんが、巻き込みたいというのがこの事業だというふうに考えています。決して少ないからだめだというわけではありません。数が全てではないですけども、気持ちとしてはできるだけ、この事業のスキルとしては多くのマルチステークホ

ルダー・プロセスを生みたいというのがこの事業の狙いだと思います。

(委員長)

マルチというのは複数という意味だから、2以上だからマルチですよ。だからここはマルチと言っているんで、4で5でないマルチでないという理解はしなくても済むように書いてるわけだから、余り堅苦しくここは捉えない方がいいんじゃないでしょうか。

(事務局)

あと、同じく11ページのモデル事業の選定要件のところのイですけども、「NPO等と都道府県・市区町村は、当該モデル事業の実施にあたり、多用な担い手（NPO等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーは概ね5団体以上の幅広い参画を目標とする。）が協働して云々」となっていますので、こういったことも一応根拠にして、積み上げています。

(委員長)

こんなことが入っているんですね。それじゃもう無理ですね。

(事務局)

Q&AでNPOと行政だけでは駄目かという問いに対しては、国はそれでも構いませんと答えています。

(委員長)

それでいきましょうよ。
じゃあ40にしなくてもいいんでしょう。

(事務局)

いいですよ。

(委員長)

20ぐらいにしておいたらいいわけです。

(事務局)

ただですね、事業費を6,000万ぐらい組んでいます。上限が1,000万です。それでいくと6事業。1,000万の事業を取れない、100万とか300万のNPOもあると思いますので、間をとって8事業ぐらい。10までいかないだろうということで8事業を想定しています。6になるとマックスの1,000万の事業になります。

(委員長)

だったら15でどうですか。

(事務局)

市町村が手を挙げてくれたらいいんですけど、なかなかちょっとどうなんでしょう。

(事務局)

ですから団体数はこだわっているわけではありませんが、とりあえず国から示されたのが5ということで、想定した事業件数が8で5ということで40というのを挙げさせていただいています。

あとこれにつきましては6月補正が流れたこともありますので、若干様子を見もって、もう一度市町村に意向も聞くこともありますので、今後動向を見ながらちょっとその辺りは様子を見ながら、場合によっては相談させていただくことも十分できると思いますが。

(委員長)

なかなか、使い勝手が本当に悪いですね。こんな5団体なんていうイメージは一体何なんでしょうね。5つぐらい関わっていないといけないというガイドラインで、何のイメージなのかと思うんですが。

どうせ、1つのNPOで問題解決したらそれはそれでいいでしょうね。しかもそこへ住民が巻き込まれる。こ